

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
会津若松市	若松北部地区（高瀬新田）	令和4年12月12日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	30.94 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	25.35 h a
③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計	0.10 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.10 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	4.00 h a

## 2 対象地区の課題

<p>■人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○集落内耕作者の高齢化が進んでいる。</li> <li>○集落内の中心経営体は1名であり、後継者不足が懸念される。</li> </ul> <p>■農地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○現状、田の担い手は確保されているが、畑地の担い手がおらず、今後の維持管理が不安である。</li> <li>○リタイヤや規模縮小が出てきた場合の集積・集約化の検討が必要である。</li> </ul>
---

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○強い絆の下、集落内の農地は集落内で守る。</li> <li>○今後リタイヤや規模縮小の意向がある農地については、集落内の担い手へ集積・集約化を推進していく。</li> <li>○中心経営体を中心とした集落営農法人等の設立に向け、協議を進める。</li> </ul>
---

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

① 農地中間管理機構の活用について

○現在は農業委員会の利用権設定等促進事業による利用権設定による貸借がメインであるが、今後のリタイヤ及び規模縮小となる農地については、貸し手と借り手の状況に合わせて農地中間管理機構の活用も検討しながら、中心経営体へ集積・集約を進めていく。

② 農業法人の設立について

○農地の集積・集約化に向け、中心経営体が中心となって集落営農法人の設立について検討を行っていく。  
○将来の持続的な農業経営を担う法人の設立に向け、話し合いを始めていく。

③ 地域の経営体の在り方について

○②の実現に向け、リタイヤ等を検討している農業者の方にも可能な範囲で農作業に従事していただき、地域一丸となり営農に取り組むことで、集落の活性化を図る。

④ 畑地の有効活用について

○畑地については、リタイヤ後の農家の方たちとも協力しながら、共同で管理できる手法を開拓していくなど、有効活用に向けて検討していく。